

総務省独立行政法人評価委員会からの業績勘案率（案）について

1 通知された案の内容

(1) 対象者

独立行政法人通信総合研究所 1人（理事長：平成16年3月31日退職）

独立行政法人平和祈念事業特別基金 1人（理事長：平成16年11月30日退職）

(2) 業績勘案率（案）

今回業績勘案率の適用対象となる期間が1年未満であるため、総務省の「独立行政法人の役員退職金に係る「業績勘案率」の決定についての申し合わせ」（平成16年3月11日総務省独立行政法人評価委員会決定）（以下「申し合わせ」という。）の3の規定を準用し、1.0とする。

2 意見（案）のポイント

通知を受けた業績勘案率（案）は、申し合わせの規定に基づいたものであり、妥当である。

（別紙）

別紙1 「総務省所管独立行政法人の役員の退職に係る業績勘案率（案）について」  
について（意見）（案）

別紙2 総務省所管独立行政法人の役員の退職に係る業績勘案率（案）について

(案)

政 委 第 号  
平 成 年 月 日

総務省独立行政法人評価委員会

委員長 熊谷信昭 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 丹羽宇一郎

「総務省所管独立行政法人の役員の退職に係る  
業績勘案率 (案) について」について (意見)

当委員会は、平成17年3月9日付けをもって貴委員会から通知のありました「総務省所管独立行政法人の役員の退職に係る業績勘案率 (案) について」について、下記のとおり意見を取りまとめましたので、よろしくお取り計らってください。

記

貴委員会から通知を受けた業績勘案率について、「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」(平成16年7月23日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定)を基に検討した結果、当委員会としては、通知のあった退職役員に係る業績勘案率の適用対象期間が1年未満であり、業績勘案率 (案) を国家公務員並みの1.0としていることから、貴委員会の取り扱いは妥当なものと考えます。



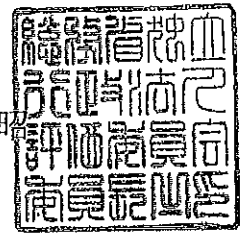
(別紙2)

独委第30号  
平成17年3月9日

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 丹羽 宇一郎 殿

総務省独立行政法人評価委員会  
委員長 熊谷 信 昭



総務省所管独立行政法人の役員退職に係る業績勘案率（案）  
について

下記法人の役員退職者の退職金に係る業績勘案率（案）については、  
別添のとおり決定したので通知する。

記

独立行政法人 通信総合研究所  
独立行政法人 平和祈念事業特別基金



## 独立行政法人平和祈念事業特別基金役員退職金に係る業績勘案率について（案）

独立行政法人平和祈念事業特別基金の役員退職者の退職金に係る業績勘案率（案）については、以下のとおりとする。

- 1 対象       :     理事長 ██████████
- 2 業績勘案率の適用期間       :     平成16年1月1日～11月30日（11ヶ月）
- 3 業績勘案率       :     1.0
- 4 考え方       :

今回業績勘案率の適用対象となる期間が1年未満（11ヶ月）であるため、総務省の「独立行政法人の役員退職金に係る「業績勘案率」の決定についての申し合わせ」（平成16年3月11日総務省独立行政法人評価委員会決定）の3の規定を適用し、1.0とする。

なお、平成15年度の項目別評価（AA、A、B、C、Dの5段階評価）については、AAが6項目、Aが17項目、Bが4項目であり、中期目標を達成していないとされるC又はDの評価を受けた項目はなく、適用対象となる期間の業績は中期目標等を下回るものではないと認められる。

<p>（参考） 総務省独立行政法人評価委員会の評価基準</p> <p>AA …… 中期目標を大幅に上回って達成</p> <p>A …… 中期目標を十分に達成</p> <p>B …… 中期目標を概ね達成</p> <p>C …… 中期目標をある程度達成しているが改善の余地がある</p> <p>D …… 中期目標を下回っており大幅な改善が必要</p>
---

## 独立行政法人通信総合研究所(CRL)役員退職金に係る業績勘案率（案）について

独立行政法人通信総合研究所の役員退職者の退職金に係る業績勘案率（案）については、以下のとおりとする。

1 対象  
理事長 XXXXXXXXXX

2 業績勘案率の適用期間  
平成16年1月1日～3月31日（3ヶ月間）

3 業績勘案率  
1.0

4 考え方

今回業績勘案率の適用対象となる期間が1年未満（3ヶ月）であるため、総務省の「独立行政法人の役員退職金に係る「業績勘案率」の決定についての申し合わせ」（平成16年3月11日総務省独立行政法人評価委員会決定。別紙参照）の3の規定を準用し、1.0とする。

なお、平成15年度の項目別評価（AA、A、B、C、Dの5段階評価）については、AAが3項目、Aが17項目、Bが2項目であり、中期目標を達成していないとされるC又はDの評価を受けた項目はなく、適用対象となる期間の業績は中期目標等を下回るものではないと認められる。

（参考） 総務省独立行政法人評価委員会の評価基準

AA・・・中期目標を大幅に上回って達成

A・・・中期目標を十分に達成

B・・・中期目標を概ね達成

C・・・中期目標をある程度達成しているが改善の余地がある

D・・・中期目標を下回っており大幅な改善が必要

